

諏訪東京理科大学公立化等検討協議会設置規約（案）

（設置）

第1条 諏訪東京理科大学を存続させることを目的に、公立化を含めた今後のあり方等を検討するため、諏訪東京理科大学公立化等検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、検討を行うものとする。

- (1) 諏訪東京理科大学の公立化に関すること
- (2) 大学改革に関すること
- (3) 前2号に定めるもののほか、諏訪東京理科大学を存続させるために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員8名をもって組織する。

2 委員は、学校法人東京理科大学、茅野市、長野県、岡谷市、諏訪市、下諏訪町、富士見町及び原村の代表をもって充てる。

3 協議会は、前項の委員のほか、必要に応じ、オブザーバーを設けることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、委員が会議に出席できない場合において、当該委員から申出があったときは、当該委員が別途指名した者の出席を認めることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

4 前項の規定により指名され、会議に出席した者は、当該会議において議決権を行使することができる。

5 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、学校法人東京理科大学及び茅野市において処理する。

（補則）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。